被	認定	証 番	号	福井県公安委員会 第19号
処分	自動車運転代行業者の名称または記号			ドライバー福井
者	主たる営業所が所在する市町			福井県福井市
処	分年	三 月	日	令和7年2月17日
処	分	内	容	指示処分
処	分	理	由	法第12条に規定する損害賠償責任保険(共済) 契約が適用されていない車両で自動車運転代行業 を行ったこと。
根	拠	法	令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第2項
処分を行った都道府県				福井県